

2010 年条約勧告適用専門家委員会 ILO 第 162 号条約オブザベーション (抄)
(厚生労働省大臣官房国際課仮訳)

石綿の使用における安全に関する条約 1986 年 (第 162 号条約)
(日本批准 : 2005 年)

委員会は、日本政府に対し、本条約の適用に関連する法律および規則に関する情報を引き続き提供するよう要請する。

第 1 条 適用範囲

日本政府には、問題となっている船員および鉱山労働者に本条約、特に第 21 条の規定を適用するために講じられた措置を説明するよう要請する。

第 17 条 解体作業

委員会は、日本政府に対し、本条約の本条項に効力を付与する法律および規則の適切な適用を図るために講じられた措置に関して、引き続き報告するよう要請する。

第 19 条 作業場から発散される石綿粉じんによる一般の環境の汚染の防止。第 21 条 石綿にばく露した労働者の健康診断。

委員会は、日本政府に対し、本条約第 19 条の適用を図るために使用者および権限のある当局が講じた措置を説明し、政府が言及した石綿による健康被害の救済に関する法律が当該状況において適用されるか否かについて説明するよう要請する。